

令和5年第12回東京都北区教育委員会定例会会議録

令和5年12月7日(木) 13:30

清正教育長

それでは、出席委員が定足数に達していますので、会議は成立しています。これより、令和5年第12回北区教育委員会定例会を開会いたします。

初めに、日程第1、第45号議案「東京都北区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則」を議題に供します。学校支援課長から説明をお願いします。

学校支援課長

学校支援課長でございます。それでは、私から第45号議案「東京都北区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則」についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書を1枚おめくりいただきまして、1ページ左側の説明欄をご覧ください。

義務教育学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に係る公務災害補償について規定するほか、婦人補導院法の廃止に伴う規程の整備を行うため、この規則案を提出いたします。

なお同様の理由によります条例改正に関しましては、日程第6、報告第41号のほうでご報告いたします。

規則改正の内容につきましては、3ページ、新旧対照表をご覧ください。

第1条でございます。北区立都の北学園の設置に伴い、左側の改正後、中学校の次に義務教育学校を加えるものでございます。

また、右側の改正前の第7条第2号につきましては、売春防止法の改正により、補導処分に係る規定が廃止され、保護更生にかかる規定が新たに制定された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に組み込まれたことに伴いまして、婦人補導員法は廃止されたため、左側の改正後では、この第2号を削り、第1号は第7条本文に規定する改正を行うものでございます。

1ページにお戻りいただき、中ほどの付則でございます。この規則は、令和6年4月1日から施行いたします。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件につきましてご質疑またはご意見ございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ありがとうございます。特に反対意見はないようですので、本件につきましては、原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしとの声あり)

清正教育長 ご異議ないと認め、第45号議案については原案どおり承認することに決定いたします。

次に、日程第2、第46号議案「教育財産の取得の申出について」を議題に供します。学校改築施設管理課長から説明をお願いします。

学校改築施設管理課長 学校改築施設管理課長です。それでは、第46号議案についてご説明いたします。恐れ入りますが、議案書1枚おめくりいただきまして、説明欄をご覧ください。

東京都北区立都の北学園に供する土地を取得するため、本案を提出するものでございます。

次に、記書きの2の取得を行う財産の表示をご覧ください。地番は神谷二丁目33番1号、東京都所有の497.78平米の宅地でございます。記書き3にございますとおり、取得予定時期は令和6年3月31日です。

参考資料といたしまして、案内図を添付してございます。対象地でございますが、南校舎の西側に隣接しております都有地として、都の北学園開校後の校庭整備などに合わせて、菜園、ビオトープなどの自然環境施設や廃棄物保管庫を整備いたします。

以上、ご説明させていただきました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

清正教育長 説明ありがとうございました。本件につきましてご質疑またはご意見ございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 ありがとうございます。特に反対意見はないようですので、本件につきましては原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしとの声あり)

清正教育長 ご異議ないと認め、第46号議案については原案どおり承認することに決定いたします。

次に、日程第3、第47号議案「東京都北区立図書館の廃止について」を議題に供します。中央図書館長から説明をお願いいたします。

中央図書館長 中央図書館長でございます。よろしくお願いいたします。

日程第3、第47号議案「東京都北区立図書館の廃止について」をご説明いたします。

恐れ入りますが、第47号議案、1枚おめくりいただきまして説明欄のほうをご覧ください。

東京都北区立上十条図書館を廃止するため、本案を提出いたします。

名称につきましては東京都北区立上十条図書館、廃止年月日については令和6年11月30日でございます。

本案件については、令和4年3月3日開催の本委員会定例会においてご報告いたしました「(仮称)十条公益施設の設置に伴う上十条図書館の取扱いについて」に関連するもので、十条駅西口市街地再開発事業に伴い、JR十条駅前に図書館機能を持つ、当時は「(仮称)十条公益施設」、先日条例可決いたしました、「J&L」(ジェイトエル)という名称になりましたが、こちらが新たに設置されますが、このことに伴い、当該施設から直線で300メートル弱の位置にある上十条図書館を北区公共施設再配置方針に基づき、施設の複合化・集約を図る観点から廃止するものでございます。

上十条図書館の閉鎖期日は、「J&L」の開設期日が明確になった時点において決定すると当時しておりましたが、指定管理者の選定も終了し、令和6年12月1日と確認できましたので、その前日の令和6年11月30日をもって閉館をご提案するものでございます。

上十条図書館の業務端末、こちらは「J&L」におきまして、図書館の予約本の貸し出し返却機能を確保しておりますので、こちらの業務端末については、「J&L」に移設し活用する予定ですが、移設には数日間を要することが予想されまして、現在その具体的な日程等を検討しているところでございます。場合によっては閉館日の付近で臨時休館日を設けることがございますが、この場合も含め、利用者の皆さまには、館内及び周辺地区図書館等への掲示、または図書館ホームページでの周知及び北区ニュースでの周知等、丁寧な周知に努めてまいりたいと考えてございます。

私からのご説明は以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

清正教育長 説明ありがとうございました。本件につきましてご質疑またはご意見ございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 ありがとうございます。特に反対意見はないようですので、本件につきましては原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしとの声あり)

清正教育長 ご異議ないと認め、第47号議案については原案どおり承認することに決定いたします。

次に、日程第4、報告第39号「教育に関する事務についての議案作成に係る意見聴取に対する回答について(令和5年度東京都北区一般会計補正予算(第4号))」です。子ども未来課長から説明をお願いいたします。

子ども未来 では、子ども未来課長から説明をさせていただきます。

課長

今回、補正予算でございますが、定例会当初に提出した第4号補正と、定例会最終日に提出した第5号補正がございます。教育委員会関連では全てが子ども未来部関連となります。

その議会当初に提出いたしました第4号補正に関する報告が第39号議案となっております。まず、そちらのほうから説明をさせていただきます。

表紙をおめくりいただきまして、2ページご覧いただけますでしょうか。

本報告でございますが、令和5年第4回北区議会定例会に提出する議案の作成に当たりまして、項番1にお示しの補正予算について、教育委員会の意見を求められたものでございます。1ページに記載してございますが、本件は委員会の会議を招集する時間的余裕がなかったことから、東京都北区教育委員会事案決定規則の規定に基づき、教育長の専決処分とさせていただいたものでございます。

それでは4ページお願いいたします。第1表の歳入歳出補正予算でございます。まず上のほうの歳入でございます。縦の列、右から2列目が補正の額となっております。一番下、歳入の合計で1,856万3,000円の増額となっております。

次にその下、歳出をご覧いただけますでしょうか。上から第3款福祉費、右から2番目の補正額の一番下の歳出額合計、こちらが3億9,261万5,000円の増額となっております。

その下に第2表といたしまして、指定管理者制度を導入している王子本町保育園などの管理運営費5年分として、13億7,024万4,000円の債務負担行為がございます。こちら「王子本町保育園等」となっておりますが、こちら分園する保育園ですので、あえて事項2などと付いているところでございます。

5ページお願いいたします。2つの表がございます。下のほうが歳出になってございます。子ども医療費助成費になります。ヘルパンギーナや咽頭結膜熱などの子どもがかり患しやすい感染症について、例年になく感染者数が多い状況にございまして、助成件数が例年より大幅に増加してございます。

また、インフルエンザの流行も、これも例年になく、予算を考えた時点ではインフルエンザの流行も見込まれていたということで、実際にすごい勢いでインフルエンザも流行っているわけでございますが、そういったことを考えた結果、当初予算を上回る支出が見込まれるため、その不足分を増額するものでございます。

次に歳入でございます。歳入は、高校生分のみがこの特定財源で予算に計上される仕組みとなりますが、高校生の医療費については、件数が上回ったというよりは、当初予算要求時には、東京都の補助要項が定まっておらず、概算値で算出していたところ、考え方がまとまりまして、それを反映し、歳入増としているところでございます。

以上、報告申し上げます。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件につきましてご質疑またはご意見ございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 ありがとうございます。ご質疑、ご意見ないようですので、本件に関する報告は終了させていただきます。

次に、日程第5、報告第40号「教育に関する事務についての議案作成に係る意見聴取に対する回答について（令和5年度東京都北区一般会計補正予算（第5号）」）についてです。子ども未来課長から説明をお願いいたします。

子ども未来課長 では続きまして、第5号補正予算についての説明でございます。

資料のほう、1ページ、2ページまでは、先ほどの報告と同一の内容となりますので、説明省略させていただきます。4ページご覧いただけますでしょうか。

まず上の表の歳入をご覧ください。今回の予算でございますが、国の物価高騰対応重点支援、地方再生臨時交付金を活用した物価高騰対策となっております。歳入は教育委員会で受けず、区長部局で受けて、各事業に充当する形としているので、こちらの教育委員会としての歳入は0といったようなこととなります。

次に下の表でございます。歳出をご覧くださいませでしょうか。上から3款福祉費と第8款教育費とございまして、合計補正額が4,950万円の増となっております。

5ページご覧いただけますでしょうか。福祉費では民営の保育園に対して、また教育費では私立幼稚園のそれぞれ物価高騰対策として、施設の規模に応じて補助額を交付したいと考えているところでございます。園児数の規模に応じてそれなりの差額は設けようと思っておりますが、1施設当たりおおむね50万円程度支給したいと考えているところでございます。

以上、ご説明申し上げました。

清正教育長 説明ありがとうございました。本件につきましてご質疑またはご意見ございませんでしょうか。

（質疑・意見なし）

清正教育長 ありがとうございます。ご質疑、ご意見はないようですので、ここで本件に関する報告は終了させていただきます。

次に、日程第6、報告第41号「教育に関する事務についての議案作成に係る意見聴取に対する回答について（東京都北区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例外4件）」です。まず学校支援課長から説明をお願いします。

学校支援課長 学校支援課長でございます。それでは、報告第41号の資料に基づき、ご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、報告書を1枚おめくりいただき、1ページをご覧ください。

令和5年第4回区議会定例会に提出する条例議案の作成に当たっての区長から教育委員会への意見聴取に対し、教育委員会事案決定規則に基づく専決処分により、「異議がない」旨の回答を行ったため、ご報告をさせていただくものでございます。

私からは、左側にお示しの5つの条例のうち、1番の「東京都北区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明を申し上げます。

報告書を2枚おめくりいただき、一番下のページで5ページをお開きください。左側の説明欄でございます。義務教育学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に係る公務災害補償について規定するほか、婦人補導院法の廃止に伴う規程の整備を行うため、条例案を提出いたします。先ほどご承認をいただきました第45号議案の条例施行規則改正と同様の改正理由でございます。

改正の内容につきましては次のページ、新旧対照表をご覧ください。第1条でございます。北区立都の北学園の設置に伴い、上段の改正後に義務教育学校を加えます。また、下段の現行の第8条第2号につきましては、婦人補導院法の廃止に伴い、上段の改正後では、この第2号を削り、第1号は第8条ただし書に規定する改正を行うものでございます。

5ページのほうお戻りいただきまして、中ほどの付則でございます。本条例は令和6年4月1日から施行いたします。

私からのご説明は以上でございます。引き続き各条例の所管理事務者から順にご説明を申し上げます。

清正教育長

保育課長

保育課長

保育課長でございます。それでは、通しページで言いますと7ページ「東京都北区立保育所条例の一部を改正する条例」でございます。

1ページお進みをいただきまして、説明欄をご覧ください。東京都北区立豊島つぼみ保育園を廃止するため、この条例案を提出するものでございます。

恐れ入ります、1ページおめくりいただきまして、新旧対照表でございます。下段が現行の規定となっております、中ほど下線を引かせていただいております豊島つぼみ保育園、こちら改正後は上段になりますが、豊島つぼみ保育園を削除いたします。

恐れ入ります、お戻りをいただきまして、9ページにお戻りをいただきます。中ほどの付則でございます。この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。

私からは以上でございます。

清正教育長

子どもわくわく課長

子どもわくわく課長

子どもわくわく課長でございます。それでは私からは、12ページからの児童館条例の一部改正、それから、続いての学童クラブ条例につきまして、一括してご報告ご説明させていただきます。

要点につきまして整理いたしました資料、参考資料をお付けしてございます。ページでは最後のページ、31ページにつづらせていただいております。そちらに基づいて説明いたします。

まず要旨でございますが、本件はいずれも田端の再編、田端児童館及び学童クラブの

移転についてでございます。まず（１）といたしましては、田端児童館、現在保育園の２階・３階部分にございまして、活動スペースやエントランスが狭いという状況でございましたが、施設機能の充実を図るため、昨年１０月末に廃止となりました田端高齢者在宅サービスセンター跡に移転いたします。

さらに（２）田端小学校につきましては、児童数増に伴いまして普通教室が不足する見込みとなっていることから、校舎内の学童クラブ（第一・第二）を、田端児童館が移転して空きとなった部分へ移転し、既存の第三・第四と集約して、同じ建物内で一体的に運営するというものでございます。

項番２、経過及び今後の予定でございます。お示しのとおりでございますが、昨年６月以降、順次ご説明、ご報告に努めてまいったところでございます。その後、田端高齢者在宅サービスセンターが廃止された後には、建物の改修工事を進め、今月下旬に児童館と学童クラブを移転する予定でございます。また、校舎内の学童クラブ移転後には、旧学童クラブ室の教室化工事に着手するという予定でございます。

３の移転後の施設状況でございます。まず（１）の田端児童館、お示しのとおり、延床９９７平米と現在の約２倍の広さになるとともに、２階のエントランス部分には、ベビーカーや自転車置き場がゆとりを持って配置できるようになりまして、利便性の向上が図られるというようところでございます。

また（２）学童クラブにつきましては、お示しのとおり、第一から第四まで同じ建物内で一体的に運営するということが可能となるとともに、若干広さも広がり、定員も２０名増という形で、児童にとってゆとりある中で運営ができるものと考えているところでございます。

雑駁ではございますが説明は以上でございます。

清正教育長

保育課長

保育課長

私から、２７ページ、東京都北区立王子本町保育園等の指定管理者の指定についてでございます。

恐れ入ります、１ページおめくりをいただきまして、２９ページでございます。

指定管理者を指定する施設は、記し書きの上段でございます。施設の名称、東京都北区立王子本町保育園とその分園でございます。その中ほど、指定管理者の名称は、社会福祉法人ゆうゆうでございます。その下段、指定の期間でございますが、令和６年４月１日から令和１１年３月３１日までとなっております。

雑駁ではありますけども、私から報告は以上となります。

清正教育長

説明ありがとうございます。以上４点につきましてご質疑またはご意見ございますでしょうか。

（質疑・意見なし）

清正教育長

ご質疑、ご意見はないようですので、本件に関する報告は終了させていただきます。

次に、日程第7、報告第42号「教育に関する事務についての議案作成に係る意見聴取に対する回答について（幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）」についてです。

教育指導課長から説明をお願いいたします。

教育指導課長 第48号議案「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する条例規則」についてご説明いたします。

資料1 ページ目の説明欄をご覧くださいと思います。今回の改正は、幼稚園教育職員の勤勉手当の支給月数を引き上げるため、規則改正を行うものでございます。施行規則でございますが、この規則によって改定後の……。

大変失礼いたしました。12ページになりますけれども、報告第42号議案でございます。こちらのほうですが、幼稚園教育職員の勤勉手当等の支給月数の引上げ及び給料表の改定を行うため、この条例案を提出いたします。よろしくをお願いいたします。

清正教育長 説明以上ですね。

教育指導課長 はい。

清正教育長 説明ありがとうございました。本件につきましてご質疑またはご意見ございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 ありがとうございます。ご質疑、ご意見はないようですので、本件に関する報告は終了いたします。

次に、日程第8、報告第43号「北区教育ビジョン2024（案）のパブリックコメント実施について」教育政策課長から説明をお願いいたします。

教育政策課長 教育政策課長です。私からは第43号「北区教育ビジョン2024（案）のパブリックコメント実施について」ご報告いたします。

表紙1枚おめくりをお願いいたします。

2の検討経過です。昨年4月からビジョンの検討に着手いたしまして、その後アンケート調査を実施し、今年2月に報告書を取りまとめました。そして、今年度は、お示しのとおり、さまざまな団体の皆さまと意見交換を行いながら、検討を進めてまいりました。一番下の10月、第3回の有識者懇談会では、教育委員の皆さまにもご出席をいただきまして、貴重なご意見をたくさん頂戴いたしました。どうもありがとうございました。

本日お示しのビジョン（案）は、教育委員の皆さまからいただいたご意見も含め、可能な限り反映させていただいたものとなっております。また、校園長会の役員の方々には、検討の進捗に応じてご説明をさせていただくとともに、ビジョン（案）につい

ては、全ての校園長に対しまして「取扱注意」という形で情報提供をさせていただき、意見を募集いたしました。

意見募集の結果といたしましては、大きな修正等を要するご意見はなく、これまで教育委員の皆さまにご説明させていただいた内容と変更がないことから、ビジョン（案）の内容に関するご説明については省略をさせていただきたいと存じます。

続きまして、3のパブリックコメントについてです。12月11日から1月中旬まで意見募集を実施し、年度末の策定に向けて進めてまいります。教育委員の皆さまにおかれましても、計画策定までにはまだ時間がございますので、お気付きの点等ございましたら、引き続きその時点でお知らせいただければ幸いです。

以上をもちまして本件に関する説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件につきましてご質疑またはご意見ございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

ご質疑、ご意見ないようですので、本件に関する報告は終了させていただきます。

次に、日程第9、報告第44号「北区子ども・子育て支援総合計画2024（案）のパブリックコメントの実施について」です。子ども未来課長から説明をお願いいたします。

子ども未来課長

子ども未来課長です。子ども・子育て支援総合計画のパブリックコメントの実施についてでございます。

パブリックコメントの実施につきましては、先ほどの教育ビジョンと同様でございます。また、計画の内容につきましても、先月の協議会のほうでお示しさせていただきました。ご意見があればということでご説明させていただいたので、別紙1という書類があるかと、かなり厚い冊子があるんですけど、若干幾つか、先月お示したものの若干変更箇所にとちょっと触れて説明をしたいと思っております。

まず、表紙をおめくりいただきまして、これページ数は付いていないんですけど、目次が付きました。次に114ページ、ごめんなさい、電子とそちらの紙とでちょっと異なるんですけど、すいません、110ページですね。下の番号で110ページと付いているのがあろうかと思うんですが。冊子が違うんだ。110ページですね。110ページ、一番下に④で英語スピーチコンテストと付いてますでしょうか。それは11月にはなくて、今回、教育ビジョンとの整合を図り、新たに加えた箇所になります。

次に、140ページのほうご覧いただけますでしょうか。これも一番下なんですけれども、区独自の給付型奨学金制度っていうのはありますでしょうか。それも新たに加わりました。これも教育ビジョンとの整合でございます。

次に、173です。173ページですね。これは、2番目の事業なんですけど、学校教育等における、11月にお示しの資料には「性の多様性」としか書いてなかったんです

が、男女共同参画についてもしっかりやっているのであれば、タイトルとしてしっかり出したほうがいいだろうといったようなご意見を、これは子ども・子育て会議のほうからいただいたもので、そのような形で修正が加わってございます。そのあたりが大きな点でございます。

今現在、教育ビジョン同様、これから、10日からパブリックコメントを実施いたします。およそ1カ月間で区民の方からご意見等いただきまして、より良いものにしていきたいと考えてございます。教育委員の皆さま、引き続き何かしらお気付きの点、ご意見等ありましたらお寄せいただければありがたいと思っております。説明以上です。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件につきましてご質疑またはご意見ございますでしょうか。

本間委員

本間委員

両部にわたってのご説明ありがとうございました。教育ビジョンにつきましても、子ども・子育て支援の総合計画につきましても、事前に丁寧に資料等を拝見しておりましたので、中身についての何かということではなく、先ほどもちょっと委員みんなで話しましたが、こうしたことに対する意見を述べるに当たっての、私どもの事前の暗に知っていることとか、知識としてもということも含めてのお願いなんですけれども。

これまでも教育政策課が中心となって、私どもが参加すべき行事等のご案内もいただいているところなんですけれど、多分いろいろとお考えになって精査してくださっているんですが、この間も教育指導課のほうにはお伝えしたところなんですけれど、2学期制について一度ご報告があった後、さらに中3に対してのさらに配慮をしていくという検討会が持たれたことですか、あるいは小学校の連合行事の、特に展覧会に当たっての見直しを図工部のほうで行っていることとか、そうしたような、案件としては細かいことかというふうに思いますので、教育委員会のほうに上げるというよりは、委員のほうへの周知という形で、そういうことが行われてるということをお伝えしたいというふうに思っています。

また、未来部のほうに関わることとしては、直近で11月10日でしょうか、企業の、アントレプレナーシップ教育に関わることだと思うんですが、ある小学校で初めて企業が関わっての講習会のようなものがあったというようなことも、実はフェイスブックのほうを通して知ったりということがありました。

全てのいろいろなことについて教えていただいても、参加できることではないんですけれども、どのようなことが行われているのかということをお伝えしたいなということが一つと、そういった中で、決して来賓扱いとかそういうのではなく、教育委員会が後援しているもので、現場で、さまざまな形で現場で行われていることを、委員として参観できるものは参観したいという思いがございます。

やはり生の子どもたち、あるいは区民の方々が活動なさってらっしゃる姿を拝見して、そうしたことを基に、今後のこうしたことに対する意見もお伝えしていきたいなという願いが現委員5人みんなにございますので、参加するしないにかかわらず、もう

本当に多岐にわたるので大変なことは十分承知してはいるんですが、メール添付で随時の更新でも結構ですので、各課からそういった情報をお寄せいただきたいというふうに切に願っております。どうぞよろしくお願いいたします。

教育政策課長 教育政策課長です。そうですね、教育委員さんの方にまめな形で各課からでもご連絡できるように、意識を擦り合わせて情報提供に努めてまいりたいと思いますので、どうもありがとうございます。よろしくお願いいたします。

清正教育長 その他ご意見、ご質疑いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 それでは、本件に関する報告は終了させていただきます。
ここで第48号議案「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」を議事日程に追加したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしとの声あり)

清正教育長 ご異議ないものと認め、本日の日程に追加させていただきます。
それでは、追加日程第1、第48号議案を議題に供します。教育指導課長から説明をお願いいたします。

教育指導課長 教育指導課長です。私から第48号議案「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」についてご説明いたします。

資料1ページ、説明欄をご覧ください。

今回の改正は、幼稚園教育職員の勤勉手当の支給月数を引き上げるため、規則改正を行うものです。施行期日でございますが、公布の日から施行し、その規則による改正後の幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則は、令和5年11月1日から適用することといたします。

また、区長部局についても同様の各関係規則の改正を行っております。

以上、48号議案についてご説明させていただきました。よろしくお願いいたします。

清正教育長 ご説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見ございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 ありがとうございます。特に反対意見はないようですので、本件につきましては原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしとの声あり)

清正教育長

ご異議ないと認め、第48号議案については原案どおり承認することに決定いたします。

以上で本日の日程全てを終了いたしました。これをもちまして、令和5年第12回教育委員会定例会を閉会いたします。